

甲欄
乙欄

令和8年分 給与所得に対する源泉徴収簿

所 属	職 名	住 所	(郵便番号)		氏 名	(フリガナ)		整理 番号
					[生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日]			
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額					円			
同上の税額につき還付又は徴収した月区分					円			
区 分	月 別	還付又は徴収した税額	差 引	残 高	月 別	還付又は徴収した税額	差 引	残 高
区 分	支 給 月 日	総支給金額	社会保険料等除額	社会保険料等後の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差徴収税額
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
計		①	②		③			
賞 与 等					(税率 %)			
					(税率 %)			
					(税率 %)			
計		④	⑤		⑥			

申告 の 有 無	申告 月 日	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	特定親族	老人扶養親族	同居 老親等	一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	寡婦又はひとり親	勤学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の合計数
有	当初	有・無	人	人	人	人	人	人	人	人	寡・ひ	有・無	人
有	/	有・無									寡・ひ	有・無	人
有	/	有・無									寡・ひ	有・無	人
有	1人当たり(万円)	38	63			58	48	27	40	75	27(寡婦)35(ひとり親)	27	人
有	合計(万円)												人

区 分	金 額	税 額
給料・手当等	①	③
賞与	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	所得金額調整控除の適用有・無 (※適用有の場合は⑩に記載)
所得金額調整控除額 (⑦－8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨－⑩)	⑪	配偶者の合計所得金額 (円)
社会保険料等控除額	⑫	旧長期損害保険料支払額 (円)
給与等からの控除分(②＋⑤)	⑬	
申告による社会保険料の控除分	⑭	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑮	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)
生命保険料の控除額	⑯	
地震保険料の控除額	⑰	
配偶者(特別)控除額	⑱	⑬のうち国民年金保険料等の金額 (円)
特定親族特別控除額	⑲	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑳	
基礎控除額	㉑	
所得控除額の合計額 (⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋㉑)	㉒	
差引課税給与所得金額(⑪－㉒)及び算出所得税額	㉓	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉔	
年調所得税額(㉓－㉔、マイナスの場合は0)	㉕	
年調年税額(㉕×102.1%)	㉖	
差引超過額又は不足額(㉖－⑧)	㉗	
超過額の精算	㉘	
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉙	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉚	
差引還付する金額(㉗－㉘－㉙)	㉛	
同上のうち	㉜	
本年中に還付する金額	㉝	
翌年において還付する金額	㉞	
不足額の精算	㉟	
本年最後の給与から徴収する金額	㊱	
翌年に繰り越して徴収する金額	㊲	

給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額
			円	円	円	円	円	円

災害減免法による 徴収猶予関係	申請書の受付月日		徴収猶予承認月日		徴収猶予期間		雑損失又は繰越雑損失がある 場合の徴収猶予限度額
	月 日		月 日		自 月 日 至 月 日		

前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算			支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算		
区 分		第 1 回	第 2 回	区 分	
支 給 月 日		・	・	支 給 月 日	
社会保険料等控除後の賞与の金額		円	円	社会保険料等控除後の賞与の金額	
① × 1/6 又は 1/12		②		① × 1/6 又は 1/12	
② に対する月額表に定める税額		③		②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」	
算 出 税 額 (③ × 6 又は 12)				③ に対する月額表に定める税額	
				④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」に対する月額表の税額	
				算 出 税 額 (⑤ × 6 又は 12)	

源泉徴収事務に関するお知らせやご案内を掲載予定です